別表第九（第四条関係）

タグ密閉式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所で、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。

一　装置

装置は、日本産業規格Ｋ二二六五―一に規定するタグ密閉法引火点試験器とする。

［二・三　略］

別表第十（第四条関係）

クリーブランド開放式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所で、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。

一　装置

装置は、日本産業規格Ｋ二二六五―四に規定するクリーブランド開放法引火点試験器とする。

［二・三　略］

別表第十一（第四条関係）

セタ密閉式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所で、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。

［一・二　略］

三　試験の実施手順

イ　試料カップを設定温度まで加熱又は冷却し、試料カップの温度を設定温度にし、試験物品（設定温度が常温より低い温度の場合には、設定温度まで冷却したもの）二ミリリットルを試料カップに入れ、直ちにふた及び開閉器を閉じる。

［ロ～ホ　略］

別表第十四（第六条関係）

第六類の危険物の試験は、二に規定する試験場所において、三に規定する試験の実施手順で、硝酸の九十パーセント水溶液と一に規定する木粉との混合物及び試験物品と一に規定する木粉との混合物をそれぞれ燃焼させた場合の燃焼時間を測定するものとする。

［一・二　略］

三　試験の実施手順

イ　硝酸の九十パーセント水溶液に係る実施手順

(1)　外径百二十ミリメートルの平底蒸発皿（日本産業規格Ｒ一三〇二に規定するもの）の上に、木粉（温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。ロ(1)において同じ。）十五グラムを高さと底面の直径の比が一対一・七五となるように円錐形にたい積させ、これを一時間放置する。

(2)～(4)　略

［ロ　略］

別表第九（第四条関係）

［同上］

一　［同上］

装置は、日本産業規格Ｋ二二六五（一九八〇）「原油及び石油製品引火点試験方法」四・二・二に規定するタグ密閉式引火点試験器とする。

［二・三　同上］

別表第十（第四条関係）

［同上］

一　［同上］

装置は、日本産業規格Ｋ二二六五（一九八〇）「原油及び石油製品引火点試験方法」四・四・二に規定するクリーブランド開放式引火点試験器とする。

［二・三　同上］

別表第十一（第四条関係）

［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　別表第六の図に示す試料カップを設定温度まで加熱又は冷却し、試料カップの温度を設定温度にし、試験物品（設定温度が常温より低い温度の場合には、設定温度まで冷却したもの）二ミリリットルを試料カップに入れ、直ちにふた及び開閉器を閉じる。

［ロ～ホ　同上］

別表第十四（第六条関係）

［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

(1)　外径百二十ミリメートルの平底蒸発皿（日本産業規格Ｒ一三〇二（一九八〇）「化学分析用磁器蒸発ざら」に規定するもの）の上に、木粉（温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。ロ(1)において同じ。）十五グラムを高さと底面の直径の比が一対一・七五となるように円錐形にたい積させ、これを一時間放置する。

(2)～(4)　同上

［ロ　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年五月一日から施行する。